

久万高原町太陽光発電設備等導入事業（PPA 又はリース）特記仕様書

1 事業概要

本事業は、PPA 又はリースにより太陽光発電設備を導入し、施設の平常時の二酸化炭素排出量の排出抑制を目的とする。

(1) 事業内容

ア 事業者は、太陽光発電設備設置候補施設「事業フレーム」に対し、調査・検討、設備容量検討、必要に応じて構造調査等を行い、最適な提案を行うこと。

イ 事業者は、設備設置が可能な施設に対する土地・建物使用の承認を受け、提案内容をもとに設備を設置する。

ウ 設置にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務およびその関連業務等を行うこと。設備設置により土地・建物・防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復すること。

エ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（マニュアル作成・設備操作説明等）を行う。内容等については町と協議のうえ決定する。

オ 事業者は、本事業により発電した電力を施設が効果的に自家消費できるように設備容量を決定すること。

カ 事業者は、維持管理を自らの責任で行うこと。

キ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給するとともに、既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。

ク 設備に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能や安全性の回復、その他必要な措置を行うこと。

ケ 本事業により導入した太陽光設備については、事業期間終了後、町にその所有権を無償譲渡すること。

コ 途中解約および契約中の設備移設・処分はできない。町の都合により、事業期間の途中で中止した場合または設備導入された施設の廃止の場合等、使用できなくなった場合は、事業期間終了までの残価料金相当額全額を事業者を支払う。また、本事業により導入した太陽光設備は、町にその所有権を譲渡する。

(2) 事業期間等

ア 設備設置は、契約の締結日の翌日から令和 年 月 日までとする。

なお、天候の不良、資材調達の日数その他事業者の責めに帰すことができない事由により上記期間内に設備設置を完成することができないときは、町と協議のうえ決定する。

- イ 運転開始日は町と協議のうえ決定する。
- ウ 運転期間は、運転開始日から 20 年間とする。

(3) 事業費用

ア PPA 料金

(ア) 町は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測を行うこと。ただし、上記手法に限らず本事業に対して適切な提案と町が判断した場合は、その提案を妨げないものとする。

(イ) 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、設備の設置、運転・維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含めて差し支えないものとする。なお、事業費にかかる補助金相当額分を契約単価から控除すること。

(ウ) 契約単価は、原則事業期間中において一定額とし、積算根拠と共に示すこと。

イ リース料金

(ア) リース料は、設備の設置、運転・維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含めるものとする。なお、事業費にかかる補助金相当額分をリース料から控除すること。

(イ) リース料は、原則事業期間中において一定額とし、積算根拠と共に示すこと。

2 事業実施について

(1) 設置の基本的条件

ア 事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。

イ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。

ウ 目的外使用許可を受ける際、使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。

エ 工業者に提供する面積の算定は、設備の水平投影面積とする。太陽光発電設備については、間隔をあけて設備を設置する場合において、その隙間の面積を含むものとする。

オ 事業実施にあたり予測されるリスクと責任分担については、「別紙 1」のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定とする。

カ 町は、事業者が施設提供条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設か

ら設備を速やかに撤去し、原状回復すること。撤去により土地・建物・防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復すること。

キ 事業実施中に、町による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。

ク 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。

(2) 現地調査・検討

事業者は、「ア 調査・検討」、「イ 設備容量検討」を行い、町と事業内容について詳細協議を行い、必要に応じて「ウ 構造調査」、「エ 各種関係手続き」を行った上で、結果をまとめて町に報告すること。

ア 調査・検討

対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

イ 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、電力使用シミュレーションや効率的な設備稼働等の観点から、設備により発電した電力を効果的に自家消費することができる適切な容量とすること。

ウ 構造調査

(ア) 建物に設備を設置する際は、設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。

(イ) 建物に設備を設置する場合は、太陽光発電設備の設置に係る課題を施設管理者と協議のうえ調査すること。

(ウ) 建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量は1.3mとすること。

エ 各種関係手続き

(ア) 事業者は、調査・検討、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続きを行ったうえで、結果を町に提出すること。

(イ) 建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出すること。

(ウ) 町が結果を確認し、行政財産目的外使用許可を申請すること。

(エ) 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限の規制については十分留意すること。

(3) 設計・施工・維持管理等

ア 設計

(ア) 工事に当たっては、原則として（一社）公共建築協会・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、町との協議により決定する。

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) 最新
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) 最新

(イ) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、電気設備に関する技術基準、建築基準法等の関係法令を遵守するものとする。

(ウ) 設備機器の据付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすることとし、確認結果を町に報告すること。

(エ) 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。

(オ) 設備機器は JET 認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(カ) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

(キ) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。

(ク) 既設設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV 配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。なお、既存設備の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とする。

イ 施工

(ア) 事業者は施設への設備導入に先立って、基本設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受けること。

(イ) 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

- (ウ) 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、町との協議により決定すること。また、設備（配管・配線）には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- (エ) 設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議のうえ施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (オ) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- (カ) 工事完成時には、現場で町の確認を受けること。さらに、完成図書書類（システム系統図（機器仕様含む）、太陽光パネル他機器配置図、電気配線図、高圧受電設備改造図（単線結線図）等）を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データ及びオリジナルCADデータ（JWW形式）も提出すること。
- (キ) 施工にあたり、町の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議のうえ、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (ク) 事業期間中、町の職員等が行う施設管理及び点検等のための屋上等への立ち入りに支障が生じないようにすること。

ウ 運転・維持管理・その他

- (ア) 町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努める。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気保安技術者に連絡のうえ修理を行うこと。
- (イ) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設および施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (ウ) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者の負担とする。
- (エ) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。
- (オ) 事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、町

へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (カ) 事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを町に提出すること。
- (キ) 事業者は設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年町に報告し、町はそれを確認する。
- (ク) 事業者は、本事業の遂行において町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、事業終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (ケ) 事業者は、久万高原町個人情報保護条例を遵守し、町が提供する事業に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、事業上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (コ) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。
- (サ) 町の対応が必要な事態が発生した場合は、速やかに連絡すること。
- (シ) 本事業の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度町と協議を行い決定すること。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			自治体	事業者
共通	募集要項の誤り	提案説明書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	-
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	-	○
	第三者賠償	太陽光発電設備及び付帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	-	○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	-	○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	-	○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	その都度協議	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	-	○
	事業の中止・延期	自治体の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	-
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	その都度協議	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	-	○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任	-	○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	その都度協議		
計画・設計段階	物価	物価変動	その都度協議	
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担	-	○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	-	○
建設段階	物価	物価変動	その都度協議	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	-	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	-	○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	-	○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	-	○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	-
		対象施設の使用料の支払いの遅延・不能によるもの	その都度協議	
	金利	市中金利の変動	その都度協議	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、自治体の責による事業内容の変更	○	-
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	その都度協議	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	その都度協議	
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷	○	-
	自治体施設損傷	設備に係る事故・火災による自治本施設及び設備の損傷	-	○
		設備に起因する自治体設備への障害	-	○
保障関連	性能	自治体施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	-
		要求仕様不適合（施工不良を含む）	-	○
		仕様不適合による施設・設備への損害、自治体施設運営・業務への障害	-	○